住所　横浜市鶴見区汐入町１丁目33番地１
陸培英　昭和38年９月３日生
住所　横浜市南区庚台３番地１
ラファエル・フェルナンデス・ヨシザワ　昭和54年２月４日生
住所　川崎市高津区新作４丁目19番14号
崔榮敬　昭和23年12月４日生
白和子　昭和27年１月23日生
崔展子　昭和53年10月24日生
崔薫基　昭和59年８月10日生
住所　川崎市中原区上小田中３丁目27番６号
崔薫陸　昭和55年２月15日生
住所　神奈川県横須賀市湘南鷹取５丁目45番Ｋ―403号
カリート・クタモラ・ヴァリダ　昭和52年10月３日生

○農林水産省告示第千九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県香美市土佐山田町北滝本字東ノ瀧二二八、二二九、三八四の二、三八四の三、三八四のイ、三八四のニ、三八四のホ、字ヒウチ岩三六六、三六七の三、三六七の一五、三六七の一六、三六七のア、三六七のエ、三六七のカ、三六七のコ、三六七のソ、三六七のタ、三六七のテ、三六七のニ、三六七のヌ、三六七のハの一、三六七のヨ、三六七のレ、三六七のロの一、三六七のワ、字マコエノ畝三八二、字上ハ久保三八三のイの一から三八三のイの三まで、三八三のロ、字西瀧二八六のロ（次の図に示す部分に限る。）、字篠原谷三九五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市樫東字皆原一九の一、一九の一〇、字柿ノ木峪五七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字皆原一九の一・字柿ノ木峪五七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県新見市上熊谷字トウ木畑一一七〇の一、一一七〇の三、一一七〇の四、字垰一一九九、赤磐市由津里字槙ケ屻一三五〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字垰一一九九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市落合町原田字天神山一七五八、字押ガハナ一七六二の一から一七六二の四まで、字大山二一八一の一、二一八一の三、字コウロギ二一八四の一、字ノダガハナ二一九六、字横平二二九三の一、二二九三の二、字横平下タ二四五二、字横平道下タ二四五三、落合町福地字津丸山一七〇三の七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字横平二二九三の一、二二九三の二、字天神山二四五一、字横平下タ二四五二、字横平道下タ二四五三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市八社字三反田一三〇四、字油寿里一三四九、加茂町倉見字唐音六七三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　保安林の所在場所　岡山県津山市大篠字大平三三九二の三、字洞三五五二

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。